

審査基準

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化財研修事業（伝統工芸・文化財保存技術）企画選定委員会（以下、「企画選定委員会」という。）において書類選考を実施し、必要に応じて審査期間中に面接選考などを行う。なお、審査に当たっては、企画提案者に対し、審査に必要な資料の追加提出等を求める場合がある。また、企画選定委員会は非公開とする。

II 評価方法

評価は企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。提出された企画が予算規模の範囲内において適切であるか、各評価項目について評価をおこなう。下記のIIIに示す各評価項目についてIVに示す評価基準により評価し、企画選定委員会の各委員が各々評価した結果（42点満点で評価）の合計を平均したものを当該提案者の得点（評価点）とする。なお、評価点は42点満点である。

III 評価項目

1 事業実施主体に関する評価（5点満点×4項目＝20点満点）

- ① 伝統工芸・関連技術及び伝統工芸の継承に必要な用具・原材料・技等を支える技術等の文化財保存技術等に関する十分な知見と技能を有していること。
- ② 伝統工芸・関連技術及び伝統工芸の文化財保存技術に係る研修に関する企画制作・運営・連絡調整・開催等業務を実施できる運営能力や事務処理能力を有していること。
- ③ 予算の範囲内で本事業を実施するに足る、必要な人員・組織・実施体制が整っていること。
- ④ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2 事業内容に関する評価（5点満点×4項目＝20点満点）

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業の企画、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 提案に当たり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ④ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（2点満点）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

IV 評価基準

- 1 評価項目の「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

5点・・・特に優れている	2点・・・やや劣っている
4点・・・優れている	1点・・・劣っている
3点・・・普通	

- 2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍促進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階3＝1.5点
 - ・プラチナえるぼし認定＝2点
 - ・行動計画策定済（女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限り（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.7点
 - ・プラチナくるみん認定＝1点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝1点
- 上記に該当する認定等を有しない場合＝0点

V 採択案件の決定方法

原則として最も評価点の高い者から順番に採択するものとする。ただし、評価点（全審査員の得点を合計したものの平均）が最低評価点（27.3点とする）を下回る場合は採択しない。また、採択予定件数は公募時点の予定件数であり、企画選定委員会の決定により増減する場合がある。

VI 以下の項目に該当する場合、審査委員とは利害関係があるものとみなす。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している機関から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から直接寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が直接受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ競争参加者からその対価を審査委員自身が直接受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合